


※令和8年3月23日教育課程部会
特別活動ワーキンググループ会議資料

多様性の包摂に向けた特別活動への期待



東京学芸大学 特別支援科学講座教授、附属特別支援学校校長
中央教育審議会教育課程部会特別支援教育ワーキンググループ 主査代理
奥住 秀之

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）より

- 多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題です。
- これらに正面から向き合うことは、我が国の社会及び教育の積年の課題でもある「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、社会の分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも極めて重要です。
- インクルーシブ教育システムの充実に向け、合理的配慮の提供を含め、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた、質の高い特別支援教育の在り方をどのように考えるか。

特別支援教育に関する現状と課題

5. 幼・小・中・高校等の特別支援教育に共通する課題

- 障害の「社会モデル」(※)の考え方を踏まえ、多様な子供がいることを前提として教室環境や授業づくりを進めることが「**基礎的環境整備**」としても重要となるが、その実現は道半ば
※障害者が受ける制限は、心身の機能の障害のみならず社会における障壁と相対することによって生じるという考え方
- 障害者差別解消法で求められている合理的配慮の提供について、本人・保護者と学校・設置者との建設的対話が十分に行われず、相互理解を通じた対応が講じられていないケースがあるなど、**理解や提供が十分ではない状況**も見受けられる
- 合理的配慮の提供の前提である「**基礎的環境整備**」について**自治体間で差**が生じている。

9. 特別支援学校に関する課題

(学校経営・授業改善)

- 障害の「社会モデル」の考え方も踏まえた学校経営や授業づくりが特別支援学校にも求められているが、全ての教師に考え方が浸透しているかどうかについては課題がある

(交流及び共同学習)

- 障害種によっては**交流及び共同学習の機会が十分ではない**との指摘もある。他方で、子供たちの障害の状態等や、また、特別支援学校が設置されている立地等の問題もあり、学校間交流の更なる充実に向けては課題もある

ワーキンググループにおける検討事項・論点

2. 特別支援教育に関する課題を踏まえた固有の検討事項

(1). 幼・小・中・高・特別支援学校共通の検討事項

- 障害の「社会モデル」の考え方も踏まえつつ、**多様な子供がいることを前提とした教室環境や学校経営・授業づくりを進めるための方策**について、どう考えるか
- **合理的配慮の提供**について、基礎的環境整備の状況を踏まえつつ、本人・保護者との建設的対話を通じて相互理解を図り、**過重な負担のない範囲で障害の状態に応じた対応が全ての学校で図られるようにする**ための方策をどう考えるか

(2). 特別支援学校に関する検討事項

- **交流及び共同学習の更なる充実**のため、どのような方策が考えられるか

(6). (1)～(5)を実現する上での環境整備に関する課題

- 各自治体・学校において、合理的配慮の提供をはじめとして、**障害のある子供たちの学習機会を保障するために必要な基礎的環境整備の充実**や、地域間格差の解消に向けた課題をどう考えるか

①学級における多様性の包摂

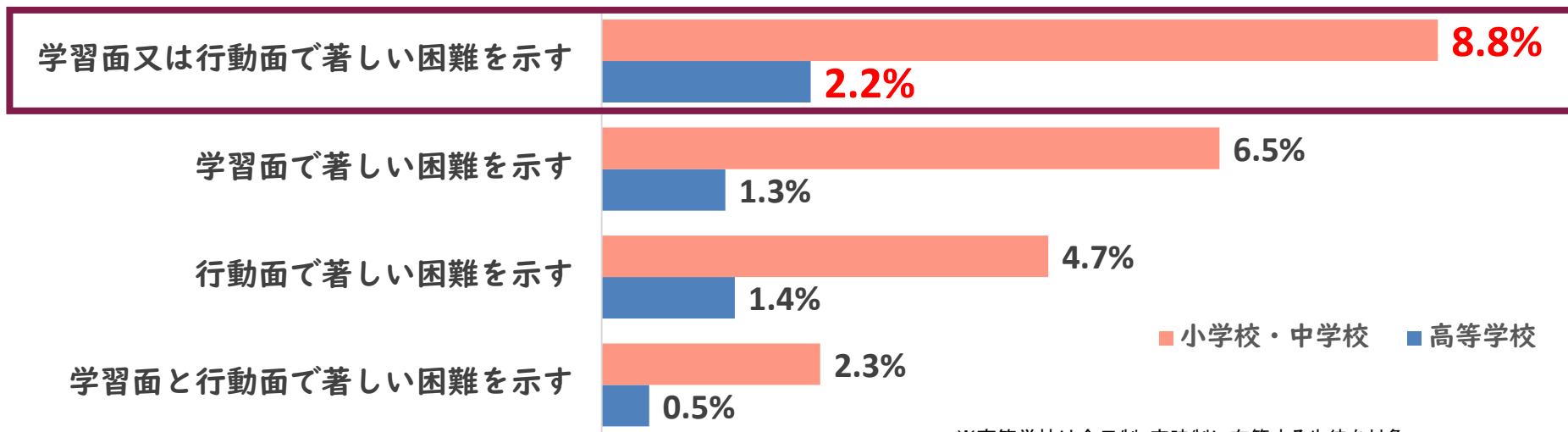
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況（令和4年度）



文部科学省

令和7年10月9日
特別支援教育WG
参考資料1より

学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%（推定値）



※高等学校は全日制・定時制に在籍する生徒を対象
※本調査は学級担任の回答に基づくものであり、医師による診断等によるものではない。従って、障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意が必要

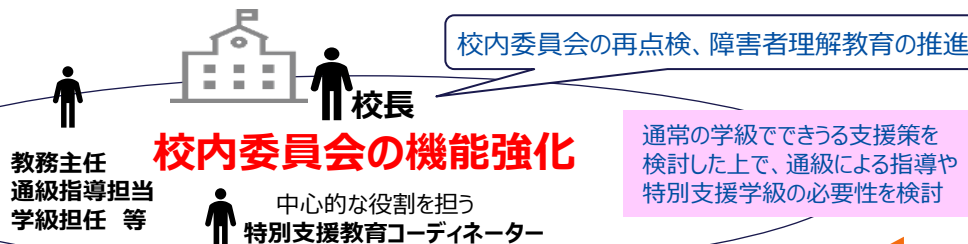
現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

①校内支援体制の充実

- ☞ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応



わかりやすい授業の工夫

専門家等からの支援

特別支援教育支援員

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

I・CTの活用
合理的配慮

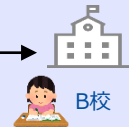
②通級による指導の充実

- ☞ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
- ☞ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、自校通級や巡回指導を促進
- ☞ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- ☞ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

通級による指導

自校通級

巡回指導



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など、在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

特別支援学校

③特別支援学校のセンター的機能の充実

- ☞ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実

特別支援学校のセンター的機能の発揮

④インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- ☞ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- ☞ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



小中高等学校



柔軟な教育課程・指導体制



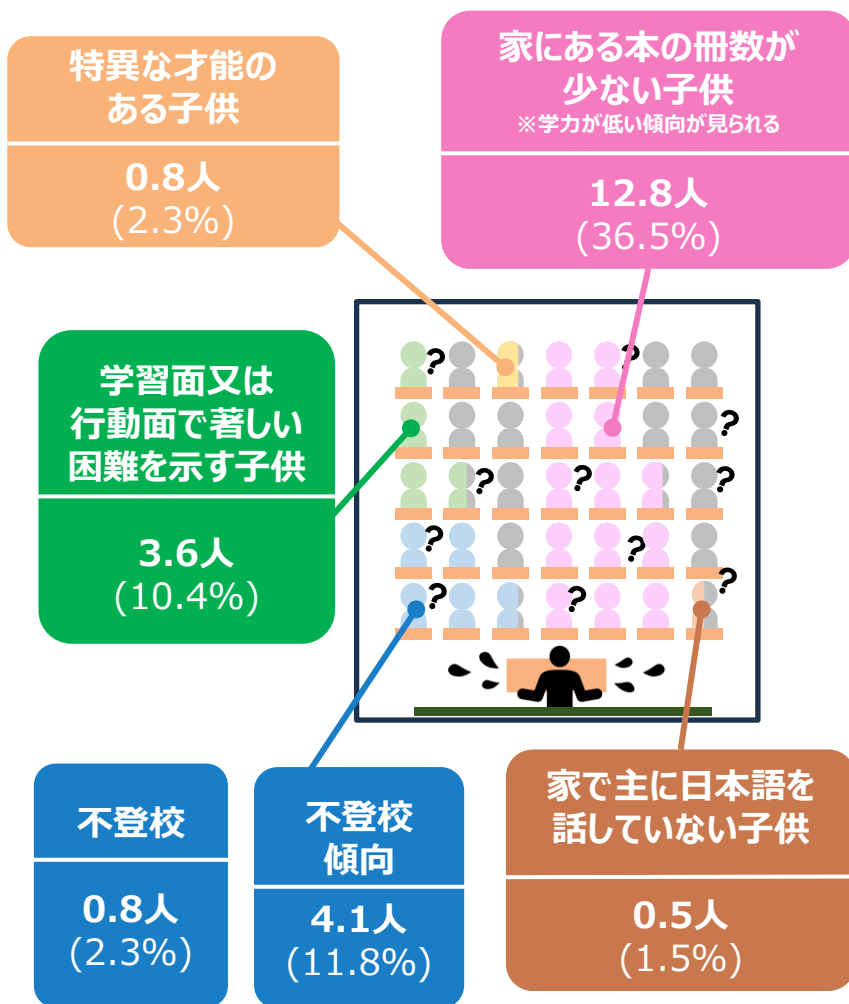
特別支援学校

- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

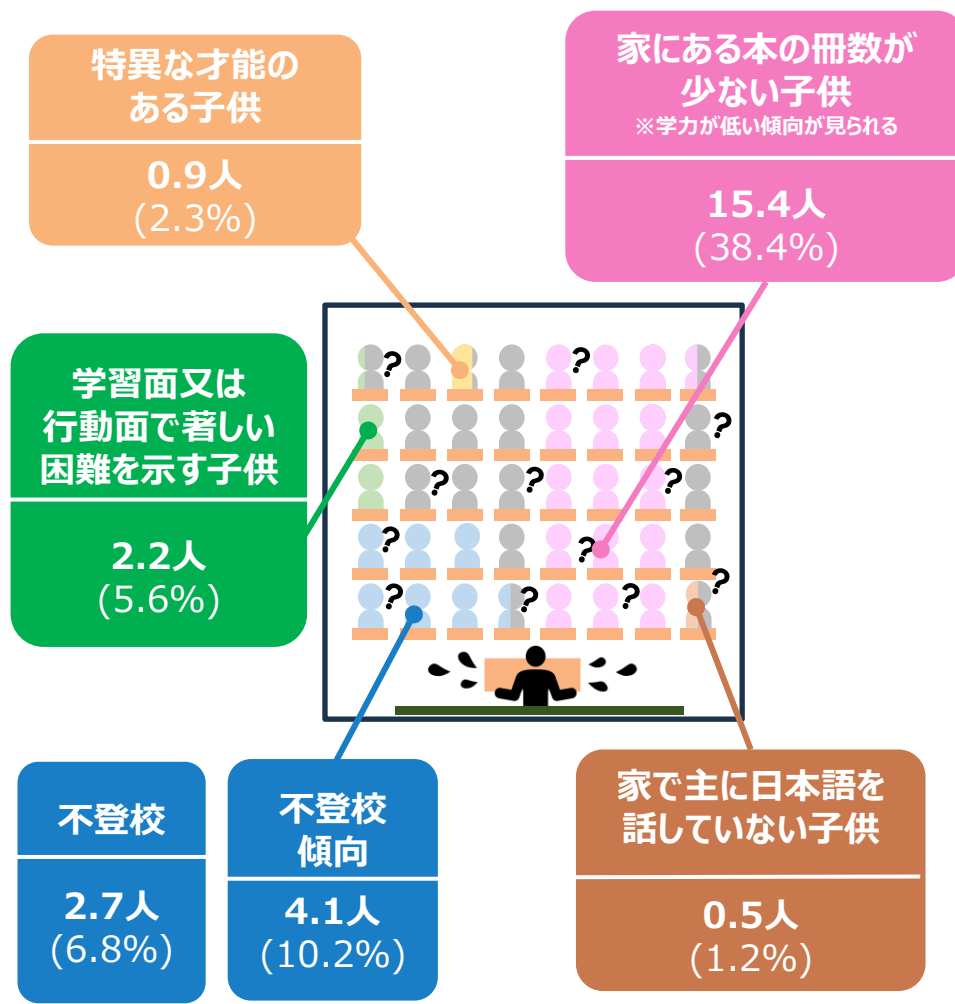
児童生徒の多様性を包摂する必要性（小・中）

- どの学校でも、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化。多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題

小学校（35人学級）



中学校（40人学級）



※諮問参考資料P46,47より一部データを更新して作成 (https://www.mext.go.jp/content/20242127-mxt_kyoiku01-000039494_3.pdf)
※特異な才能がある子供：IQ130以上を仮定しているが、多様な基準や考え方が存在し、要因が複合している場合もある。
そのため、多様な種類・程度の特性がある子供がおり、その対象範囲は想定よりも広いとも考えられる。

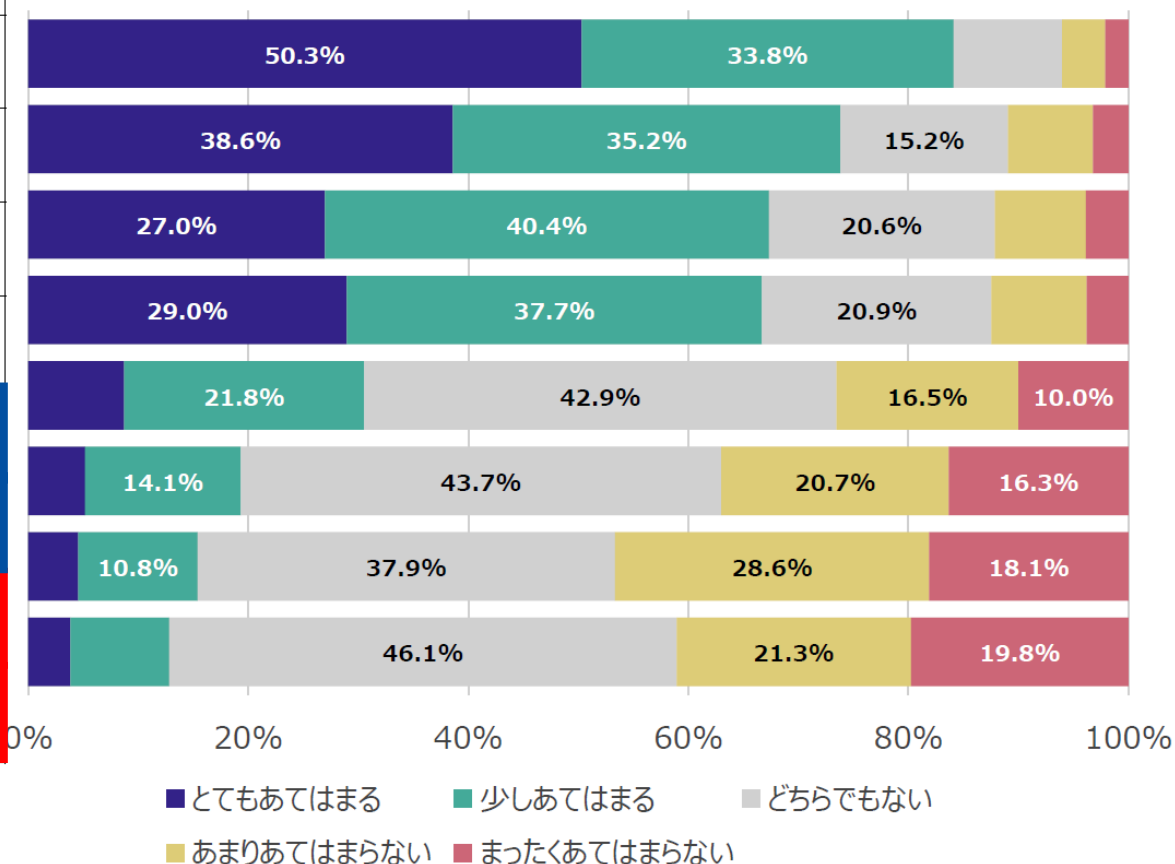
児童生徒が学校で受けている授業に関して思うこと

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（諮問）
参 考 資 料

- ◆ 8割以上の児童生徒が、授業は、友達と一緒に学ぶことができている一方で、約3割の児童生徒が、授業の内容が難しすぎていると感じている。
- ◆ 授業の進捗が早すぎる・遅すぎる、授業の内容が簡単すぎていると感じている児童生徒はいずれも2割未満である。

あなたが普段学校で受けている授業に関して思うことについて、それぞれあてはまるものを1つ選んでください。

	とてもあてはまる +少しあてはまる
授業は、友達と一緒に学ぶことができていると思う	84.1%
授業で学ぶことが、将来役に立つと思う	73.8%
授業で学ぶ内容は面白いと思う	67.3%
授業で学ぶことが、自分の毎日の生活と結びついていると思う	66.7%
授業の内容が難しすぎると思う	30.6%
授業の進み方がはやすぎると思う	19.3%
授業の内容が簡単すぎると思う	15.4%
授業の進み方がおそすぎると思う	12.8%

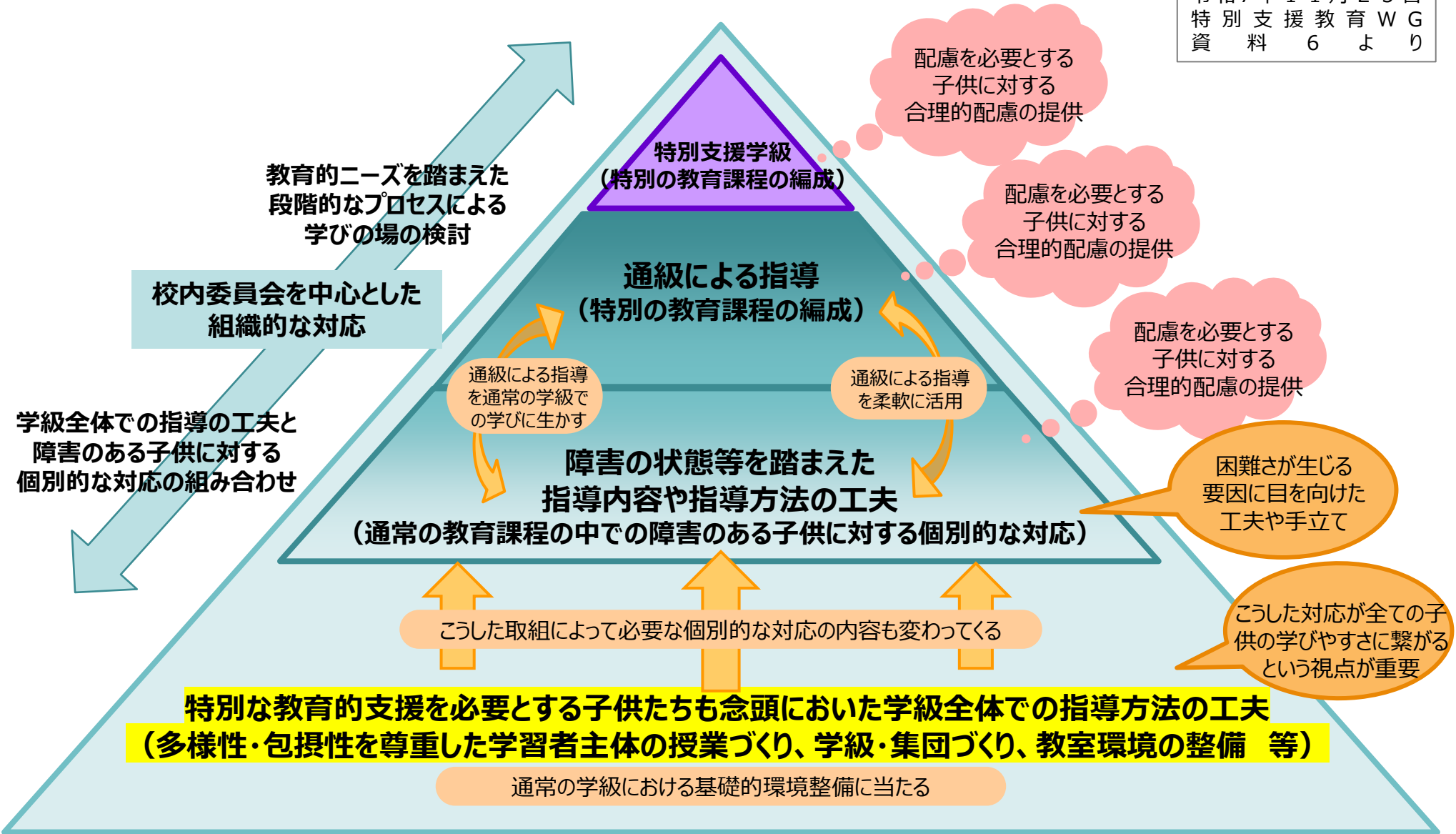


※回答割合が10%未満の場合は数値の記載を省略。

【出典】文部科学省「義務教育に関する意識に係る調査」（令和5年12月公表）

小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援のイメージ)

令和7年11月25日
特別支援教育WG
資料 6 より



※特別支援学級の対象： 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害
通級による指導の対象： 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

提案①（学級内の多様性の包摂）

- 各教科における、教室内の多様性を前提とした授業の実施の重要性を前提としつつ、多様な他者との生活を、自分たち自身でよりよくしていく特別活動では、いわゆる学力などに捉われることなく互いのよさを発揮することができる特徴があるほか、各教科とは異なり、多様性の包摂自体が重要な目標の一つとして議論されている。
- 「重層的な指導・支援のイメージにおける第1層の支援である特別な教育的支援を必要とする子供たちも念頭においた学級全体での指導方法の工夫（多様性・包摂性を尊重した学習者主体の学級・集団づくり等）については、学級活動において、教師が十分に意識することが重要であり、特別支援教育WGでの議論も踏まえ、記載の充実を検討頂けないか。
- 例えば、話し合いや合意形成の際には、教師と子供たちが、人はそれぞれ多様であり、多数派に合わせた環境だけでは授業や活動への参加が困難となる子供たちがいるという視点を持つこと、そして皆が参加できるための工夫を考えていくことが重要であることを示していく必要があるのではないか。

高知県南国市立長岡小学校

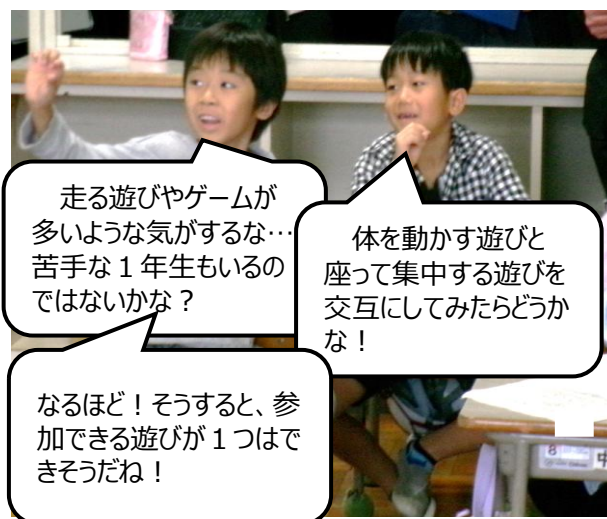
よりよい活動となるような工夫を考える

- 自分たち（3年生）が主催する1年生との交流会において、1年生が楽しく過ごすことができるようにするためにどのような工夫ができるのかを議題とする学級会を設定した。
- それぞれのアイデアを短冊に書いて出し合い、自分と同じ又は近いアイデアにピンクカード（自分の立場を表すカード）を掲示し結果を概観した上で、どんな工夫ができるかを話し合った。
- 「自分たちのやりたい遊びに偏っているのではないか」、「少数派の意見も大事にする必要があるのではないか」等といった意見が出され、「興味」「体力」「得手不得手」等は人それぞれ異なるという視点をもちながら、1年生も自分たちも共に楽しめるような工夫を考えようとする対話が行われた。
- ルールを工夫することや順番を工夫すること等を通して誰もが楽しく活動に取り組むことができる方法を考え、実際にやってみることで、実感を伴いながら、子供たちが多様であることを前提に皆が楽しく過ごせる活動を自分たちで作っていく交流会とすることができた。

自分カードで立場を決める（選択）



互いの思いや考えを認め合う（納得）



決めたことを実際にやってみる（実現）



②交流及び共同学習の充実



「交流及び共同学習」について

令和7年10月9日
特別支援教育WG
参考資料1より

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第16条第3項 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章第6節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

小学校学習指導要領

第1章第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

交流及び共同学習ガイド（平成31年3月文部科学省）より

- ◆ 交流及び共同学習は**障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加**する活動であって、以下の両面を分かちがたいものとして捉え、推進していくことが必要
 - ・ 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことも目的とする**交流の側面**
 - ・ 教科等のねらいの達成を目的とする**共同学習の側面**
- ◆ 実施に当たっては、それぞれの子供が、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感**をもちながら、**充実した時間**を過ごしていることが重要。

【事例1】音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習

○小学校5年生と特別支援学校（知的障害）

○総合的な学習（5時間）

○5年生の総合的な学習の時間で、**規範意識・命の尊重・ちがいの尊重と認め合いの学習**を行う中で、音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習を実施



【事例2】大玉転がし等を通じた交流及び共同学習

○中学校1～3年生と特別支援学校（知的障害）

○総合的な学習（4～6時間）

○特別支援学校の生徒とスポーツを共に行うことで、**障害のある生徒の立場で物事を考えること**を学び、**障害者への理解**を深める



小学校学習指導要領より

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携
- イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

第6章 特別活動

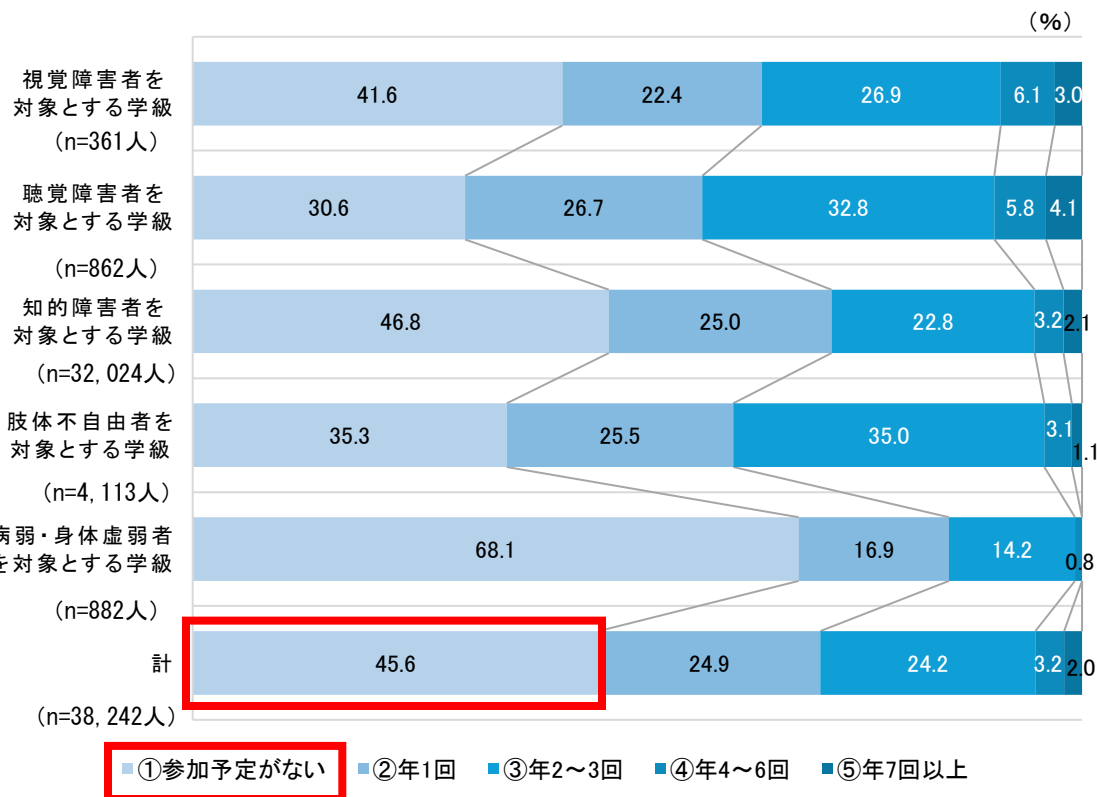
第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

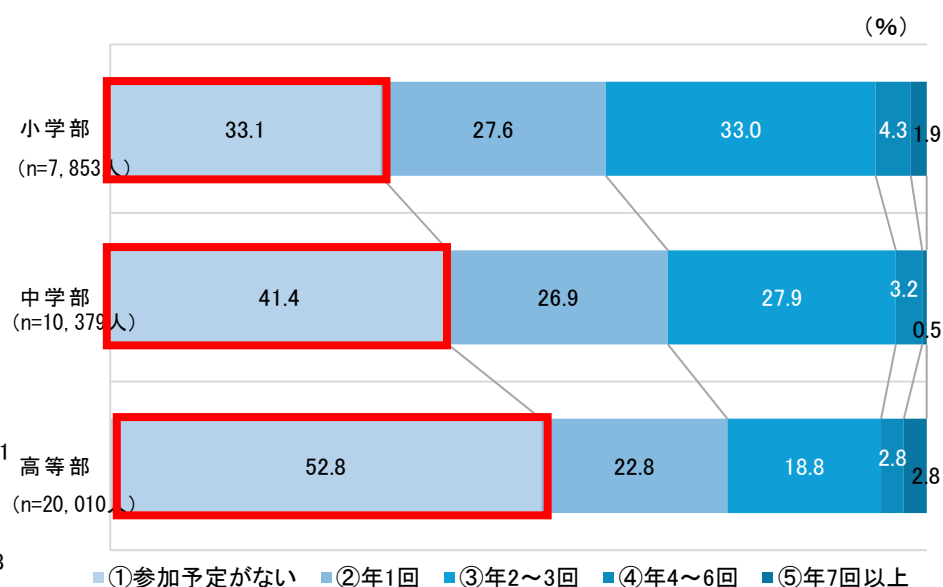
《特別支援学校》 交流及び共同学習（学校間交流）の実施状況

令和7年10月9日
特別支援教育WG
参考資料1より

＜障害種別 小・中・高等部合計＞



＜学部別合計＞



※ 令和6年文部科学省特別支援教育課調べ

令和6年5月1日時点で在籍している小学部第6学年児童、中学部第3学年生徒、高等部第3学年生徒について、令和6年度の1年間に参加を予定している学校間交流（障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習のうち、特別支援学校と小・中・高等学校が学校間で連携して行うもの）の回数別に、児童生徒の人数を聞いたもの。

提案②（交流及び共同学習の充実）

- 提案①と同様、特別活動は得意や苦手を含め、それぞれの良さを発揮しやすいという特徴がある。また、学級（ホームルーム）活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事は、障害のある子供とない子供がともに活動する、交流及び共同学習の絶好の舞台といえる。
- 障害の有無に関わらず同じ目的をもって共に活動することを通して、相互理解を深めるだけではなく、共に活動するにあたっての工夫を重ねることで活動そのものを充実させ、学びを深めている様々な実践の蓄積がある。
- また、特別支援学級と通常の学級の間での交流及び共同学習についても、特別活動において協働的な学びを進めることで、共に育つ中での成長が期待できる。その際には、提案①の多様性・包摂性を尊重した学級・集団づくりも、重要な視点となる。
- 交流及び共同学習は総則記載事項であり、各教科等においても充実していくことが求められることが前提であるが、とりわけ特別活動における実施が重要であるとして、記載の充実を検討頂けないか。

特別活動における交流及び共同学習の取組事例

学級活動

横浜市立若葉台小学校

特別支援学校と「交流会」を実施

- ・ 特別支援学校の児童と共に活動することを通して、楽しいことや気づいたことを伝え合うことのできる他者と関わる力を育成することをねらいとして、両校の1年生の学級において「お楽しみ会」を合同で実施。
- ・ どのような活動であれば一緒に楽しみながら実施できるか、また、一緒に楽しむにはどのような工夫をするとよいかなど、前時において学級内で話し合いを行った。オンラインを活用した日常的な交流の際に、特別支援学校の児童から「ものを倒す遊びが好き」ということ等を教えてもらったことを踏まえ、当日は、肢体不自由のある児童も一緒に楽しめる工夫を取り入れ、ボーリングなどの活動を共に実施。また、授業の終わりには、互いの思いを伝え合う手紙交換を行った。
- ・ 特別支援学校の児童がボールを投げる際、投球台を支え、ボールを投げるのを手伝ったり、直接手伝うのではなく、見守り応援したりするなど、相手の思いを大切にしながら共に活動を楽しむ会とすることができた。

特別支援学校児童がボールを投げるのを支える



特別支援学校児童を見守り応援する



手紙交換を行い思いを伝え合う



(文部科学省特別支援教育課において作成)

特別活動における交流及び共同学習の取組事例

学校行事

宮崎県小林市立東方小学校・東方中学校

特別支援学校と「合同運動会」を実施

- 共通の目標に向かって心を一つにして努力する充実感を味わうことや、集団の一員としての自覚や協力的態度を養うこと、学校間の交流などをねらいとする運動会を、特別支援学校小学部・中学部と合同で実施。
- プログラムの中で、競技内容や必要な支援を工夫しながら、両校の児童生徒による団体競技やダンスを設定。結団式や競技の練習を合同で行い、児童生徒同士の距離感を縮め、関係性を深めながら、当日に向けた準備を行った。
- 合同運動会当日は、特別支援学校の児童生徒の競技の際に熱心に応援したり、合同競技の際には特別支援学校の児童生徒と自然にハイタッチしたり声かけをする児童生徒が多く見られ、共に活動し共に学ぶことや、協力して楽しむことを体感する運動会となった。

合同の結団式



ダンスの合同練習



合同でのダンス



(文部科学省特別支援教育課において作成)

特別活動における交流及び共同学習の取組事例

学校行事

新潟県十日町市立十日町小学校

特別支援学校と文化祭を実施

- 表現活動の興味・関心・意欲を高めるとともに、互いのよさや頑張りを認め合おうとする温かい心を育むことや、共生の理念を高める機会とすることなどをねらいとして、音楽発表を行う文化祭を、同じ敷地内に併設する特別支援学校小・中学部と合同で実施。
- 全ての児童生徒が体育館に一堂に会し、両校の児童生徒が互いの発表を鑑賞するとともに、両校の校歌を全員で合唱。また、総合的な学習の時間等で年間を通じて交流している小学4年生は、特別支援学校小・中学部の児童生徒との合同発表（合唱）を実施。
- 両校の児童生徒の関係性がより深まり、年間を通じた交流の更なる充実につながるとともに、合同発表を通して、同じ目標をもって共に一つの作品を作り上げることへの達成感や充実感につながる行事となっている。

小学4年生と特別支援学校小・中学部の児童生徒との合同発表



日常的な給食交流



特別活動における交流及び共同学習の取組事例

学校行事

静岡県立田方農業高等学校 特別支援学校と学校美化活動等を実施

- 同じ場・同じ目的をもった活動を通して他者を理解し協働する力を育成することをねらいとして、学校美化活動や地域の駅舎清掃を、高等学校内に設置されている特別支援学校分校の生徒と合同で実施。
- 美化活動の方法や進め方、担当箇所など、両校の生徒が話し合って各自の分担を決めながら作業を実施。
- 高等学校の生徒は、特別支援学校で清掃の技術などを学ぶ生徒から清掃に関する知識やノウハウを教わったり、特別支援学校生徒の丁寧かつ整然とした作業を参考として自身の清掃作業を見直したりすることができ、また、特別支援学校の生徒は、想定外の場面での対応方法などを高等学校の生徒から学び、実社会で働く場面につなげて考えるなど、同じ目的をもった活動を共に行うことを通して、互いの良さを認め合い、学び合うことにつながっている。

校舎の窓拭き



地域の駅舎清掃



特別支援学校生徒から清掃のノウハウを学ぶ



特別活動における交流及び共同学習の取組事例

生徒会・学校行事

名古屋市立若宮商業高等学校

特別支援学校と合同でスポーツフェスタを開催

- 多様性を理解し、互いに尊重し共に生きる社会の実現を目指す取組の一環として、複数種目の球技等のチーム戦を行う行事であるスポーツフェスタを、高等学校と同じ敷地内に設置されている特別支援学校高等部と合同で開催。
- スポーツフェスタの内容は生徒会を中心に企画。生徒会が両校の生徒全員に種目アンケートを実施し、バドミントンやバレーボールといった定番の種目と合わせて、高等学校の生徒が取り組んだことがなく、特別支援学校の生徒にとってなじみのあるフライングディスクを使ったアルティメットやアキュラシーも競技種目として採用した。
- こうした工夫によって、学校・学年の枠を超え、障害の有無にかかわらず共に競い合ったり協力したりする行事となり、両校の生徒の交流の機会の充実とともに、行事自体の活性化にもつながっている。

フライングディスクを使ったアルティメットの試合



フライングディスクを使ったアキュラシー



バドミントン

